◉大蔵省告示第千二百二十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、熊本中央信用組合第二回たのしみ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十一月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　熊本中央信用組合第二回たのしみ定期貯金

二　條　件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年二月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千五百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇	二
三等	五〇〇	四
四等	一〇〇	一一
五等	一〇	五九
計		二、四二五

五　抽せん期日　昭和二十六年二月二十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十六年二月二十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千二百二十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、貝塚信用組合割増金附第二回新生定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十一月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　貝塚信用組合割増金附第二回新生定期貯金

二　條　件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年一月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	三
三等	二五〇	五
四等	一五〇	一五
五等	五〇	三〇
六等	二五	四〇
七等	一五	一、九〇四
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年二月十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十六年二月二十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千二百二十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、津幡町農協三周年記念ニコニコ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十一月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　津幡町農協三周年記念ニコニコ定期貯金

二　條　件

(一)契約期間　一年

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年十二月十一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	七
三等	五〇〇	一五
四等	一〇〇	四〇
五等	三〇	一、九三五
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年一月五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十六年一月十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千二百二十三号

連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十五年十一月二十五日にシェル石油株式会社（旧商号　ライジングサン石油株式会社）（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に返還することを命じた。

昭和二十五年十一月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　保土谷化学工業株式会社（東京都港区芝今入町三番地）

種　類　製量　所在地

第一号鋼鉄製油そう及びその附属品　一基　福島県郡山市谷島五十三番地

二　株式会社　塩釜商会（宮城県塩釜市字港）

種　類　数量　所　在　地

動　産　一点　宮城県塩釜市字港

◉大蔵省告示第千二百二十四号

敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第二項の規定により、エミリー・ボイド・カニングハム（東京都新宿区若葉一丁目十六番の九）に属し、又はその保管する一切の財産に関する連合国財産管理人　東京信託銀行株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目一番の一）を昭和二十五年十一月十四日付をもつて解任した。

昭和二十五年十一月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

◉農林省告示第三百五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三條の規定により、次のように登録証の書替交付の申請があつたので、昭和二十五年十一月十六日附で書替交付したので告示する。

昭和二十五年十一月二十八日

農林大臣　広川　弘禅

登録番号生第二二四号から生第二二七号までの「生産業者の氏名及び住所」中「東京都品川区上大崎五丁目六三一番地」を「東京都中央区新富町一丁目三番地」に、生第六一五号の「肥料の名称」中「国産特許特製八号」を「国産特許特製配合八号」に改める。

◉農林省告示第三百六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、輸出植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月二十八日

農林大臣　広川　弘禅

一　別表カナダの部を次のように改める。

一中3の次に4として次のように加える。

4　くりの生果実

二中5の次に6として次のように加える。

6　くり及びその生果実の場合は、その生育地にくりどうがれ病が発生していてはならない。

四中2の次に3として次のように加える。

3　くり及びその生果実の場合は、証明書の本文末尾に次のように附記すること。

It is further certified that said articles covered by this certificate have been collected in the district believed to be free from the chestnut bark disease, Endothia parasitica (Murr) A.A.

なお、生果実に附着するしぎぞうむし殺虫のため、くん蒸した場合は、更に次のように附記すること。

It is further more certified that said articles covered by this certificate have been completely fumigated by----------.

二　別表中アメリカの部を次のように改める。

二の3に次の但書を加える。

但し、野生のものにあつては、生育地における検査は行わない。

四中2の次に3として次のように加える。

3　野生の場合は、1の証明書様式中(2)の both during the growing season and を抹消して発給すること。

◉農林省告示第三百六十一号

家畜衛生講習会規程の特殊講習会開催に関する告示（昭和二十五年農林省告示第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月二十八日

農林大臣　広川　弘禅

一の(一)の中「昭和二十五年十二月十日から昭和二十五年十二月十六日まで七日間」を「昭和二十五年十二月五日から昭和二十五年十二月十一日まで七日間」に改める。

◉農林省告示第三百六十二号

主要食糧検査令施行規則第十一條第一項の規定による検査規格（昭和二十三年農林省告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月二十八日

農林大臣　広川　弘禅